

安芸太田町簡易水道事業経営戦略

～ 未来につなげ 安芸Water！！ ～



団 体 名： 安芸太田町

事 業 名： 安芸太田町簡易水道事業

策 定 日： 令和 8 年 3 月

計 画 期 間： 令和 8 年度～令和 17 年度

目次

1. 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置付け	3
2. 事業概要	4
(1) 事業の現況	4
(2) これまでの主な経営健全化等の取組	7
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析	8
3. 将来の事業環境	9
(1) 給水人口の予測	9
(2) 水需要の予測	9
(3) 料金収入の見通し	9
4. 経営の基本方針	11
(1) 基本方針の設定に当たって	11
(2) 基本方針（経営戦略の柱）	11
5. 投資・財政計画（収支計画）	17
(1) 投資・財政計画（収支計画）	17
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	17
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	18
6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	20
参考資料	21

1. 経営戦略策定（改定）の趣旨と位置付け

水道は、住民の日常生活や社会活動に欠かすことのできないライフラインであることから、水道事業の経営に当たっては、将来にわたって安心・安全な水を安定的に提供するため、持続可能な経営基盤の確立が常に求められている。

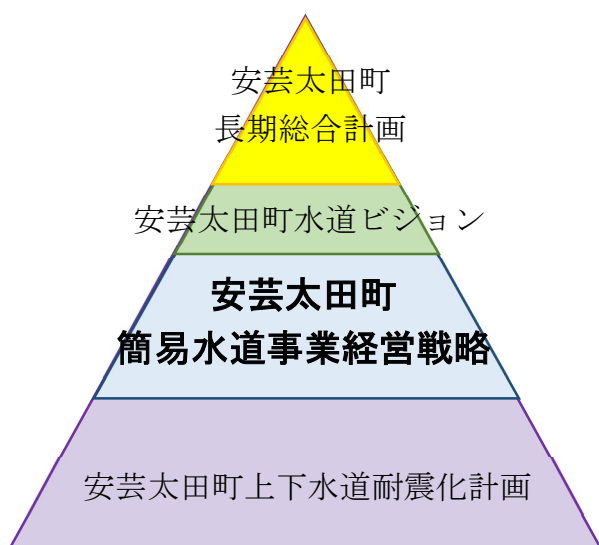
安芸太田町の簡易水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の低迷により経営の根幹をなす水道料金収入が減少を続ける一方で、管路や施設の多くが老朽化しており、今後は近年の物価高騰も相まって、更新費用の増大とともに、ますます厳しくなるものと見込まれている。

地方公営企業としての簡易水道事業については、経営の安定性の確保や、独立採算の原則や受益者負担の原則及び負担の公平性の確保という観点から、一般会計と簡易水道事業会計双方の財政の持続可能性にも配慮しながら、適正な水道料金のあり方や施設等の計画的かつ効率的な更新に取り組む必要がある。

平成 26 年 8 月、総務省から、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」との通知が出された。これを受け、本町では、平成 29 年 3 月に「安芸太田町簡易水道事業経営戦略」を策定した。

その後、令和 4 年 1 月には総務省から、経営戦略の趣旨を踏まえ、取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3 年から 5 年内の見直しが必要である旨、通知が出されている。

こうした中、現在の経営戦略が今年度末で計画期間満了となることを受け、現状に基づいた「経営戦略」の見直し（改定）を行った。本経営戦略に基づき、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、本町が太田川源流域に位置することから、清流・太田川源流の恵みである良質な水を守り、後世に伝えていくことを目指す。



2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

安芸太田町の水道事業は、平成 16 年度の町村合併後、平成 28 年度に「加計簡易水道事業」、「筒賀簡易水道事業」、「戸河内簡易水道事業」、「中ノ原飲料水供給施設」、「布原飲料水供給施設」を統合し、「安芸太田町簡易水道事業」として事業認可を受けている。

現在、給水人口は 2,941 世帯、3,874 人であり、町内の 73.2%が町水道を利用している。しかし、令和 7 年度からの 10 年間で、給水人口、料金収入ともに 19%減少することが見込まれている。

供用開始年月日	昭和 14 年4月1日	計画給水人口	4,030 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用企業(財務) ※令和6年4月より	現在給水人口	3,874 人

② 施設

本町は、中山間地域であり給水区域も点在していることから、小規模な施設が数多く存在しており、浄水場や配水池等の水道施設は 104 ヶ所、管路延長は約 153km である。多くの施設で老朽化が進んでおり、管路での漏水も多いため、有収水量¹⁾は 429,663 m³と、総配水量の 54%となっている。

水 源	☑表流水、□ダム、☑伏流水、☑地下水、□受水、□その他(複数選択可)				
施 設 数	取水・導水施設	32 ヶ所	管 路 延 長	導水管	3,220m
	浄水施設	23 ヶ所		送水管	8,807m
	配水池・調整池	35 ヶ所		配水管	140,705m
	加圧ポンプ所・減圧弁	14 ヶ所		計	152,732m
	計	104 ヶ所			

¹⁾ 料金徴収の対象となった水量。

③ 料金

本町の水道料金は、2ヵ月に一度、水道メーターを検針し、使用水量に応じた2ヵ月分の水道料金を、下水道使用料と合わせて請求している。

料金体系は、メーター使用料（口径別）に基本料金と超過料金（均一）を足した合計額である。

令和8年8月検針以降使用分から、水道料金を以下のとおり改定する。

【メーター使用料】（税込み）

（改定前）

量水器	使用料／月
13mm	73 円
20mm	126 円
25mm	136 円
40mm	251 円
50mm	1,268 円
75mm	2,200 円

（改定後）

メーター使用料の個別設定は
廃止（基本料金に含む）

【基本料金及び超過料金】（税込み）

（改定前）

基本水量	
算定水量／月	金 額
10 m ³ まで	1,371 円
超過料金	
算定水量／月	金 額
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	165 円

（改定後）

料金改定は段階的に実施

- ▶ 第1回 令和8年度
- ▶ 第2回 令和13年度

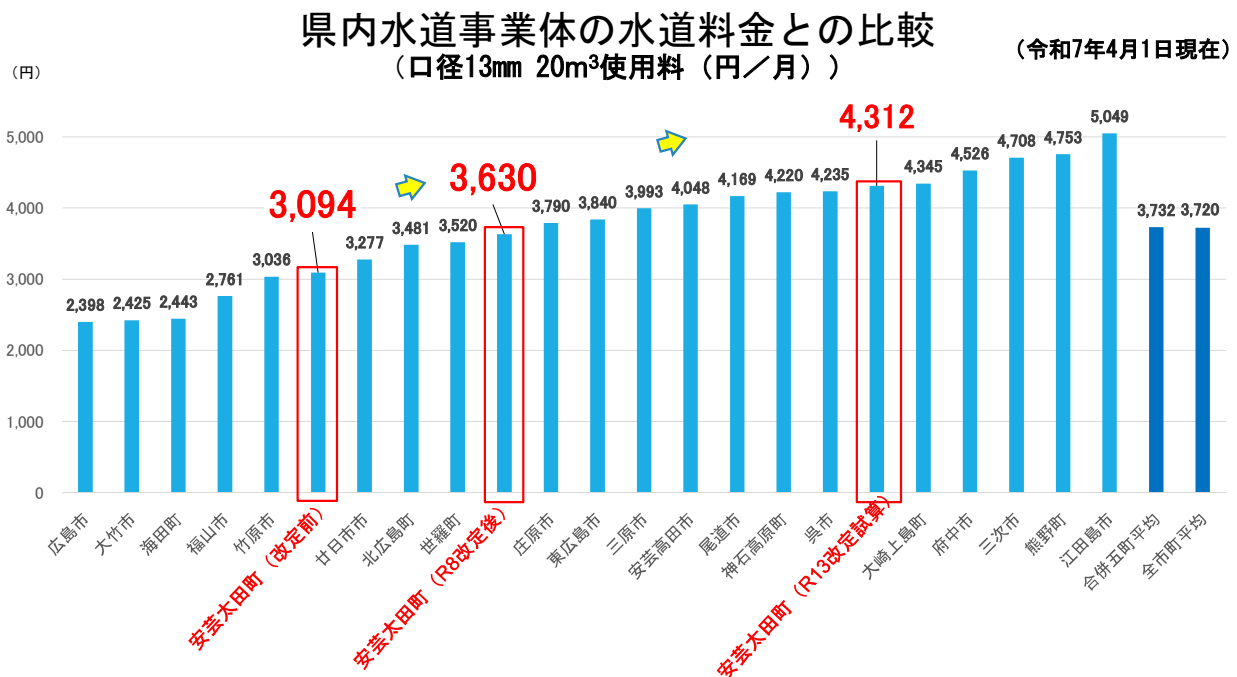
令和8年度 第1回改定後

基本水量		
算定水量／月	口径	金額
10 m ³ まで	13mm	1,540 円
	20mm	1,837 円
	25mm	2,145 円
	40mm	3,564 円
	50mm	4,972 円
	75mm	10,241 円
超過料金		
算定水量／月	金 額	
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	209 円	

令和13年度 第2回改定後【試算額】

基本水量		
算定水量／月	口 径	金 額
10 m ³ まで	13mm	1,782 円
	20mm	2,123 円
	25mm	2,486 円
	40mm	4,125 円
	50mm	5,753 円
	75mm	11,858 円
超過料金		
算定水量／月	金 額	
10 m ³ を超える部分 1 m ³ につき	253 円	

	【料金改定の要旨】 ・ メーター使用料の個別設定は廃止し、基本料金はメーター使用料を含めて口径別に設定する。基本水量 10 m³/月は据え置く。 ・ 小口径（13mm、20mm）の基本料金は大口径に比べ、上げ幅を低く設定し、使用水量が少ない世帯の急激な負担増加にならないように配慮する。 ・ 急激な負担増加とならないよう段階的に引き上げを行うこととし、令和 8 年度と令和 13 年度の 2 回に分けて料金改定を行う。 ・ 加計水泳プールは特例として、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間における使用料を 5 分の 1 としていたが、この特例を廃止する。
改定時期	令和 8 年 4 月 1 日施行 ※なお、令和 8 年 8 月の定例日（検針日）を超えて、計量した使用水量により算定する料金について適用し、同年 8 月の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、従前の例による。



④ 組織

簡易水道事業は、主に建設課（上下水道係）7人（課長含む）が業務運営に携わっている。また、各支所、総務課、会計課と連携を行っており、いずれの職員も他の業務と兼任である。

上下水道係	予算管理（公営企業会計）、各種計画、工事管理（設計・監督含む）、料金賦課徴収の他、施設の維持管理
各支所	上下水道料金の徴収事務、異動事務、緊急時対応の支援
総務課	予算管理（公営企業会計）、給与（公営企業会計）
会計課	出納業務（公営企業会計）

本町は小規模自治体であり職員数が少なく、人事異動もあることから、専門人材の育成、確保、技術継承が大きな課題となっている。そのため、令和5年度から広島市水道局より職員派遣を受けている。

また、将来を見据えた職員の年齢構成の平準化を考慮する必要がある。

(令和7年4月現在)

	建設課	各支所	総務課	会計課	合計
51～60 歳	2	2	1	2	7
41～50 歳	2		2	1	5
31～40 歳					
～30 歳	3				3
合計	7	2	3	3	15

(2) これまでの主な経営健全化等の取組

① 広域化・連携

本町は、令和5年4月事業開始の広島県水道広域連合企業団への参画について検討したが、地理的特徴もあり他市町施設との再編は難しく、大きなコスト削減は見込まれないことや、水道事業は住民に最も近い基礎自治体が担うべきとの考え等から参画を見送り、町単独で水道事業を継続することとした。

その一方で、他水道事業体との連携を進めており、太田川の上流域と下流域の関係にある広島市水道局と相互の水道事業の基盤強化に資することを目的に、令和7年3月に「広島市と安芸太田町の水道事業に係る連携協定」を締結した。その一環として、令和7年度から水道法に基づく水質検査業務（緊急時水質検査含む）について、広島市水道局へ委託している。

② 経営・財務マネジメント強化事業

令和4年度から継続して、総務省「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、経営戦略の改定、水道料金改定について、アドバイザーの支援を受けている。

アドバイザーからの提案により、役場内全体で水道事業の課題を共有するため、町長、副町長を含めた多くの職員による、フューチャーデザインの手法を用いたディスカッションを行った。これまでの40年間とこれからの40年間の状況を踏まえて、水道事業を考える機会となり、本町単独での水道事業経営を持続可能なものとするため、事業の効率化や人材育成、そして熱意と覚悟を持って取り組んでいく機運の醸成の場となった。



③ 水道出前講座

町が運営する簡易水道事業の現状と課題を住民と共有し、共に考え、水道事業を将来にわたって持続可能なものとしていくための「水道出前講座」を開催している。

出前講座は、将来、町を支えていく子どもの頃から水道に慣れ親しみながら成長することで、水道事業の持続可能性を高めることを期待するもので、引き続き、小学生、中学生、高校生、自治振興会や町内の各種団体に対して開催を促していく。



④ 上下水道料金審議会の設置

経営戦略改定の検討を進める中で、今後、増大が見込まれる施設整備について、基本的な考え方を定めた上で、投資を抑えたとしても支出と収入を均衡することが困難であり、料金改定が必要な状況である事が明らかになった。そのため、上下水道料金審議会では慎重かつ精力的に審議を行っていただき、平成 22 年以降（消費税改定を除く）、16 年ぶりに水道料金の改定を行うこととしている。なお、目標と定めている料金回収率²⁾（簡易水道会計全国平均である 60%）を維持するため、令和 13 年度にも料金改定を予定している。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

安芸太田町の簡易水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の低迷により水道料金収入が減少傾向にある中で、給水区域が点在しており、管路や小規模な施設の多くが老朽化していることから漏水も多くなっている。

このため、全国の類似団体平均と比較すると、有収率³⁾が低く、水道供給のコスト（給水原価）が高止まりしており、料金収入で費用を賄う比率（料金回収率）が低位に留まっていることから、収益性の改善に向けた経営基盤の強化及び安定化が喫緊の課題となっている。

²⁾ 給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標。100%を下回る場合、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。

³⁾ 有収水量の配水量に占める割合を表す。100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

$$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量}) \times 100$$

3. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

令和6年度時点で総人口5,293人のうち、給水人口は3,874人と、簡易水道の加入率は73.2%である。

給水人口の予測は、推計総人口に推計加入率を乗じて求めている。総人口は、「安芸太田町人口ビジョン（令和7年3月改訂）」における社会増減を均衡させたパターンを用いた。

加入率については、令和元年度から令和6年度（令和5年度は特異値のため除く）の平均である72.96%で固定している。

(2) 水需要の予測

料金収入の対象となる有収水量は429,663 m³で総配水量の54.0%となっている。有収水量は給水人口に正比例するとし、令和元年度から令和6年度までのデータを用いて推計している。

(3) 料金収入の見通し

本町の水道料金収入は、契約口径ごとに決まる「基本料金」と、使った水の量に応じて加算される「超過料金」の合計である。将来の収入見通しについては、以下の考え方で算定した。

① 基本料金（契約数に応じた料金）

基本料金の総額は、各年度の「契約数（開栓総月数）」に「単価」を掛けて算出する。

計算の考え方：「人口が減れば契約数も減る」を原則として、令和3年度から6年度の実績値を用いて将来の数を予測した。

一部の例外：20mmと75mmの口径は人口増減と連動しなかったため、過去の平均値を採用した。

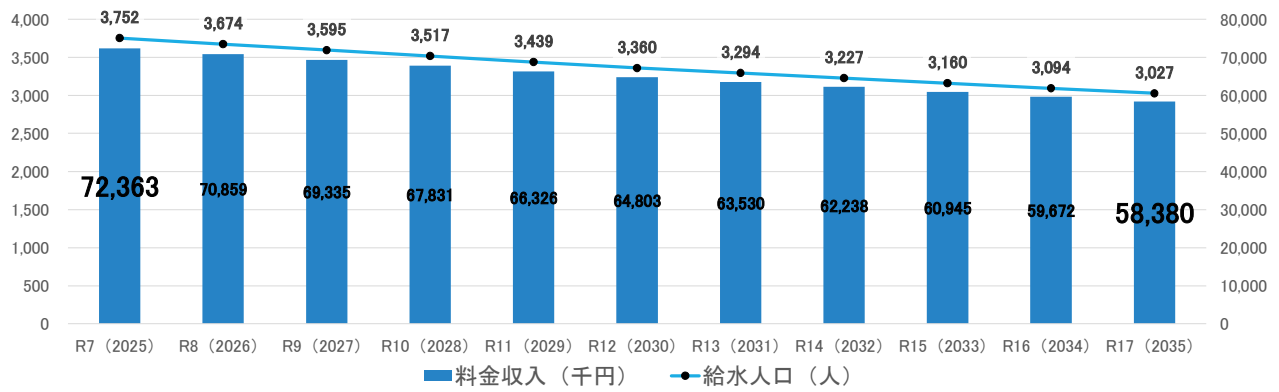
② 超過料金（使用水量に応じた料金）

超過料金の総額は、各年度・各口径における「基本水量を超えて使われた水の量（超過水量）」に「単価」を掛けて算出する。

計算の考え方：「人口が減れば水の量も減る」を原則とし、実績値を用いて予測した。

データの修正：40mm以外の口径については、直近の令和6年度の実績値が一時的に跳ね上がっており、人口減少が続く将来の予測には適さないと判断した。そのため、より実態に近い令和5年度までのデータを用いて計算した。

令和8年度料金改定前の料金体系のままとした場合の料金収入・給水人口の推移（見込）



4. 経営の基本方針

(1) 基本方針の設定に当たって

給水人口の減少に伴い、今後 40 年間で料金収入は半減する見込みである。

一方で、これまでの給水システムを持続するために、現時点で更新時期を迎えている全ての管路更新、施設（設備含む）を更新時期に順次更新していくと、40 年後には、水道利用者一人当たりの起債残高は現在の 1.77 倍に増加すると見込まれる。

このため、一般会計繰入金等による補填に頼らざるを得ない状況が続くと見込まれ、事業の持続可能性に大きく影響を及ぼす可能性がある。

よって、安定的な収入確保に向けた「水道料金の見直し」と長期的な投資削減に向けた「施設の適正化」の検討・対応が急務である。

ヒト	モノ	カネ
■人材の確保・育成 ■住民との協働	■使用年数基準 ■更新範囲基準 ■多様な給水方法	■安定した収入確保 ■費用の削減
・水道業者の確保 ・職員の確保・育成 ・緊急時の対応 ・他市町との連携	・更新範囲の重点化（耐震化） ・多様な給水方法の検討 ・漏水対応（調査、修理）	・料金改定 ・他会計補助金ルール化 ・起債償還期間 ・業務の効率化 ・アウトソーシング

将来にわたり安全な水を安心して飲める町

(2) 基本方針（経営戦略の柱）

「将来にわたり安全な水を安心して飲める町」に向けて、ヒト・モノ・カネの三点について、次の事項を基本方針として定める。

① ヒト

■ 人材の確保・育成

人口減少が進み、他職種との競争により、町職員としての水道技術者の確保は困難となっている。しかし、水道は自分達が住む町のライフラインである。水道シンポジウムや意見交換会等を通じて、町職員と水道業者で共通の認識を育み、今後の水道に携わる職員、水道業者の確保・育成に取り組む。

● 水道業者の確保

町内には、水道管布設工事が可能である土木業者は 17 者、給水装置工事業

者は 16 者ある（令和 8 年 3 月現在）。しかし以前と比べ、土木業者は減少し、従業員の高齢化が進んでおり、水道工事の知識を有した従業員の維持、確保は難しい状況がある。

工事発注を平準化することで水道事業の基盤整備が進むだけでなく、水道業者の維持、確保に繋がり、緊急時に対応可能な業者の確保にも繋がる。

水道業者の維持、確保のため、広く意見交換、検討を進める。

● 職員の確保・育成

水道担当職員は、水道施設の維持管理や工事発注、現場管理等、知識と経験が必要となる職種の一つである。このため、業務量を踏まえて必要となる人員を配置した上で、水道事業に必要となる資格取得、研修への参加ができるよう勤務環境の整備に努める。

また、事業運営に当たっては、近隣市町なども含めた水道業務経験者（元職員）の協力も視野に入れた人材の確保に取り組むとともに、夜間、休日等の緊急対応に伴う職員の負担軽減を念頭に置いて、民間活用等も視野に入れた管理体制のあり方について検討を進める。

● 緊急時の対応

日本水道協会⁴⁾や県内の水道事業体の合同防災訓練への参加や連携を行い、引き続き、災害や事故等の緊急時にも適切に対応できる体制づくりの構築に積極的に取り組む。

また、施設の更新範囲基準の設定により、更新を見送る範囲等における緊急対応のため、管材等の資機材確保、他水道事業体との共同利用の検討を進め、適切に迅速な対応ができる環境整備を行う。

● 他市町との連携

太田川流域の豊かな水資源を将来にわたって継承するため、源流域に位置する本町のみならず、上・下流の枠組みを超えた、太田川流域水源涵養推進協議会等の連携体制の下、流域全体で森林の水源涵養機能の維持・強化に努める。

⁴⁾ 公益社団法人日本水道協会：水道の普及とその健全な発達を図るための諸事業を行うことによって、公衆衛生の増進に寄与することを目的として、昭和 7 年 5 月 12 日に設立された公益法人。水道事業の経営や水道の技術及び水質問題について調査研究を行う他、水道用品の検査及び給水器具の品質認証を行っている。

■ 住民との協働

町が運営する簡易水道事業が、自分の住む町のライフラインを支えていると認識してもらうことが重要である。

そのため、住民が水道事業に関心を持ち、現状を把握し、共に考えて、水道事業を将来にわたって持続可能なものとするための取組を進める。

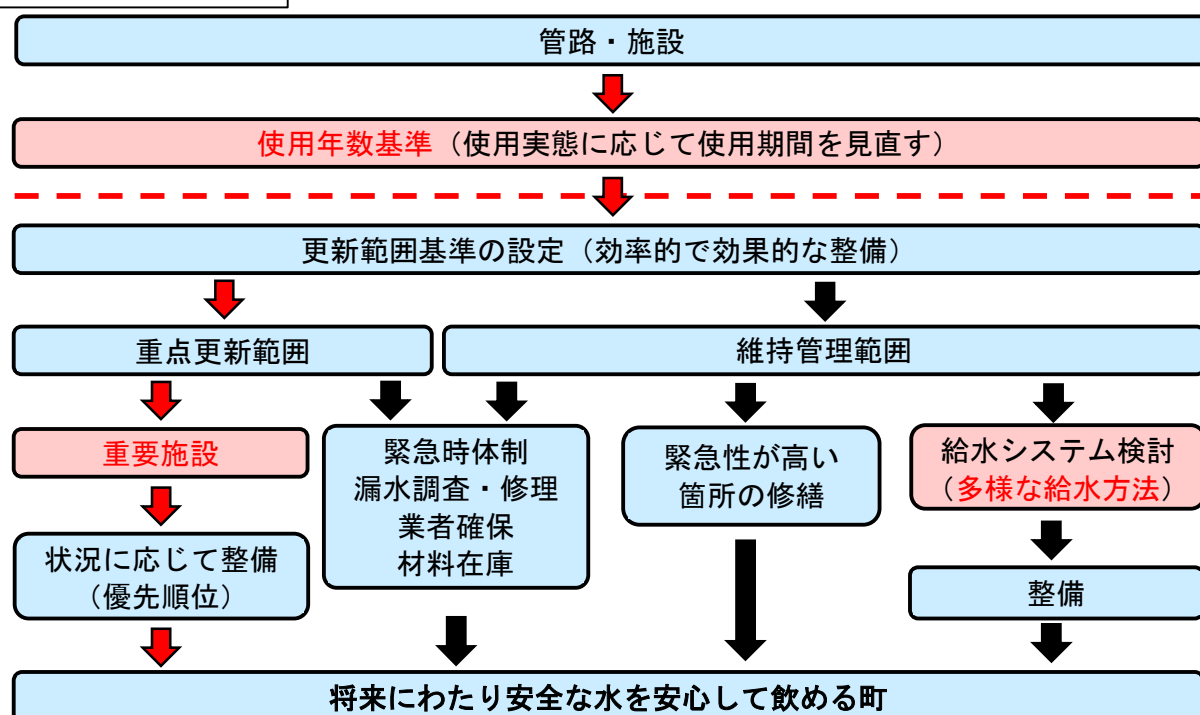
また、安芸太田町は太田川の源流域に位置することから、美味しい水を提供できること等、町における水資源の価値をもっと広く住民に伝えられるよう、学校や各種団体への出前講座や、広報誌を通して、情報発信を図る。



② モノ

モノについては、以下の図の「施設整備の手順」に基づき、取り組む。

図 施設整備の手順



■ 法定耐用年数から使用年数基準へ

水道施設・管路が実際に使用できる年数は、老朽化状況、漏水事故の発生状況等からみても法定耐用年数より長いと考えられる。よって、法定耐用年数とは別に水道施設・管路の使用年数基準を定め、将来の更新需要の平準化に取り組む。

【使用年数基準の設定】

各種使用年数基準は、国土交通省が公表している全国の水道事業体の使用年数実績から平均使用年数を算出した設定例を採用する。

■ 施設使用年数基準

種類	大種別	小種別	か所数	法定耐用年数	使用年数基準
土木 構造物	取水・導水施設	取水桝、着水井、沈砂池など	32	60	73
	浄水施設	沈殿池、ろ過池、浄水池、調整槽	23	60	73
	配水施設	配水池、調整池（※Con造）	27	60	73
		配水池（※SUS造）	8	45	58
建築	建築物	管理棟、ポンプ所建屋など	11	50	70
電気	電気設備	受電設備、制御盤など	—	15	25
機械	機械設備	ろ過設備、ポンプ類、減菌機など	—	15	24
計装	計装類	監視・伝送設備、水位計など	—	15	21
計			101		

■ 管路使用年数基準

種類	大種別	小種別	延長(km)	法定耐用年数	使用年数基準
管路	ダクタイル鋳鉄管	GXLPEDCP	0.0	40	100
		上記以外（※ボリスリーブ被覆無し）	26.0		40
	硬質塩化ビニル管	継手形式は問わない	76.3		40
	鋼管	溶接継手を含む	2.2		40
	配水用ポリエチレン管	HPPE 融着継手	33.5		60
	その他・不明		14.7		40
計			152.7		

■ 更新範囲基準の設定

これまでの給水システムを維持するために、更新時期を迎えたものを全て更新することは現実的ではない。そこで、施設を更新する範囲の基準を設けた上で、並行して効率的な給水システムの検討も行いながら、効率的で効果的な施設整備を進める。

また、より効率的で効果的な更新範囲の判断や迅速な維持管理のため、水道施設のマッピングシステムの整備、更新を行う。

● 更新範囲の重点化（耐震化）

使用年数基準を採用しても、これまでの給水システムを持続するために必要となる事業費は、今後 40 年間では約 62 億円が見込まれ、全ての対象施設を更新することは現実的ではない。

このため、上下水道耐震化計画を踏まえ、中長期的な財政収支見通し等を踏まえた効率的で効果的な事業運営を行うべく、今後 10 年間は重要施設（避難所等）までの配水管の更新を重点的に進める。

■ 上下水道耐震化計画で定める重要施設

No.	地区	重要施設 (更新の終点)	系統の浄水場	系統の配水池 (更新の起点)	既設管路			更新 対象
					口径(mm)	管種	延長(m)	
1	戸河内	安芸太田町役場	戸河内浄水場	戸河内第4配水池	φ75～φ150	ダクタイル鋳鉄管 DCIP	1,608	○
2	筒賀	筒賀福祉 センター	中央浄水場	中央第1配水池	φ75～φ200	ダクタイル鋳鉄管 DCIP	3,314	○
3	加計	安芸太田病院	堀江浄水場	堀江第1配水池	φ75～φ150	塩化ビニル管 VP・HIVP	929	○
4	加計	川・森・文化・ 交流センター	川北浄水場	川北配水池	φ100～φ150	配水用ポリエチレン管 HPPE(※耐震管)	787	耐震化済

● 維持管理範囲の対応

更新を見合わせた上で、点検や補修を中心とした日常メンテナンスに力点を置きつつ、緊急時対応や漏水対応（調査、修理）等の体制を整える。また、漏水割合の高い配水区においては、計画的に漏水調査を行い、漏水削減に努める。

■ 多様な給水方法の検討

本町は、小規模な水道施設が多く、給水区域が点在しているため、その特性を活かし、今後、稼働率の低下が見込まれる配水区においては、個別浄水装置の導

入など、多様な給水方法について検討を進めることにより、トータルコストの最適化を図る。

③ カネ

■ 安定した収入確保

● 料金改定

10年後の料金回収率を60%に維持するため、令和8年度と令和13年度に料金改定を予定しているが、経営状況を踏まえつつ、料金の適正化と経営の健全化に向けて不断の見直しを行う。

● 一般会計からの繰入金のルール化

本町のように効率的な運営が難しい中山間地域においては、公営企業の独立採算と受益者負担を基本としつつも、一部繰入金に頼らざるを得ない状況があり、サービスの安定供給を確保する観点から、国の定める基準に基づく繰入⁵⁾(基準内繰入)については、今後も継続する。一方で、基準外の繰入については、町が独自に一般会計から繰り入れるものであり、適正な運営の下で料金の引き上げや経営努力によっても、なお不足額が生じる場合に限定した上で、最小限の範囲内に抑えることを基本とする。

なお、基準内繰入のうち「高料金対策に要する経費」については、この基準の一つである供給単価(1m³当たりの収益)が177円/m³と設定されているが、本町は175円/m³(令和6年度)と基準以下となっている。このため、本町は適用ができず、財政措置を受けられていない現状があるが、令和8年度の料金改定により適用できるものと試算している。

■ 費用の削減

● 起債償還期間

企業債の借入の償還期間は、一般会計で借り入れる過疎債・辺地債の償還期間と合わせ、12年・10年としているが、世代間の負担の公平性や利率等を注視しながら、償還期間の延長と償還額の平準化を検討する。

● 業務の効率化

営業業務のインターネットによる給水契約の受付の他、スマートメーターの導入、施設の遠隔操作等のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に向けた取組については、町単独での導入と他水道事業体との連携等、業務の効率化とコストを踏まえて検討を進める。

⁵⁾ 総務省通知の基準に則ったものであり、交付税措置がある。なお、「令和7年度の地方公営企業操出について」(総財公第28号令和7年4月1日 総務副大臣通知)では以下の6つが挙げられている。

①簡易水道事業の建設改良に要する経費②簡易水道の高料金対策に要する経費③簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費④簡易水道の事業統合推進に要する経費⑤地方公営企業法の適用に要する経費⑥簡易水道の防災対策に要する経費

また、一般的に設計積算が短縮され、業務量が軽減されるとされている DB 方式（概算数量工事発注方式）等、他水道事業体の取組を参考にしながら、工事発注方式の見直しを行う。

- **業務のアウトソーシング**

料金の賦課徴収や窓口業務等、定型的な業務のアウトソーシングにより、業務の効率化や質の高いサービスが迅速にできるよう、費用対効果も含めて検討を行う。

5. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画） 別紙2、3のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	有収率：現状 54% → 令和17年度目標 70%
	耐震化率（重要施設までの配水本管）：現状 12%
	→令和17年度目標 100%

水道施設・管路は実際の老朽化状況に基づき使用年数基準を定め、更新需要の平準化を図る。しかし使用年数基準を用いたとしても、全ての更新は財政的に困難なため、今後10年間は避難所等の重要施設への配水管更新を最優先に進める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金回収率：現状 58% → 令和17年度目標 60%
-----	-----------------------------

料金収入の計画的な見直しにより、健全な収支バランスを目指す。また、施設整備等の費用については、国庫補助金、企業債等を活用し、一般会計繰入金の縮減に努める。

■ 料金

各メーター口径の近年の使用水量や、契約件数の変動、人口の推移を踏まえて推計を行った。現状は料金改定率としては令和8年度に約20%、令和13年度は現状から約42%引き上げる料金改定を行うとして推計している。

■ 企業債

建設改良費から国庫補助金を減じた残りの全額を起債（簡易水道事業債と過疎対策事業債）で充てる予定としている。新発債の発行条件は、償還期間12年、うち据置3年、元金均等方式、利率は1.5%と設定している。

■ 一般会計繰入金

収益的収支⁶⁾については料金改定をしてもなお、収支が均衡しなくなる部分について繰り入れるものとする。現在、高料金対策に係る基準内繰入が対象外となって

⁶⁾ 企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。収入には給水サービスの提供の対価である料金などの料金収入（経常収益）がある。支出には給水サービスに必要な人件費等（経常費用）を計上する。
公営企業の予算では、原則、収益的収支で利益を生み出し、非現金支出を加えた内部留保資金を、資本的収支の不足に充当する。

いるが、料金改定により対象となる見込みである。基準外繰入を最小限度にするよう配慮する。

資本的収支⁷⁾については、施設等の建設改良費に対して過疎債で借り入れる額と、起債償還額に対する基準内繰入について繰り入れる。

■ 国庫補助金

国庫補助の積極的な活用を行っており、推計上は上限額まで算入している。ただし、人口減が見込まれ、国庫補助を用いてしまうと縮減ができなくなる可能性がある地域については、慎重な活用を行う。

料金収入が減少していく中で、起債の活用や経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全的な経営に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、職員給与費、動力費、薬品費、修繕費、委託費、その他の維持管理費となっており、当面は現在と同程度の経費を見込んでいる。

- ・ 職員給与費： 令和7年度見込み額で算定し、以降同額
- ・ 動力費： 令和6年度決算額、以降同額
- ・ 薬品費： 令和6年度決算額、以降同額
- ・ 修繕費： 令和6年度決算額、以降同額
- ・ その他： 令和6年度決算額、以降同額
- ・ 減価償却費： シミュレーション結果

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

多様な給水方法	今後の水需要予測に基づき、個別浄水装置の導入等、多様な給水方法について検討を進める。
広域化	地理的特徴もあり他水道事業体との施設統合等は難しい状況はあるが、管材等の資機材の共同利用、DXの取組等、スケールメリットによる費用削減を踏まえて検討を行う。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	定型的な業務のアウトソーシングにより、業務の効率化や質の高いサービスが迅速にできるよう、費用対効果も含めて検討を行う。

⁷⁾ 主として将来の経営活動に備えて行う施設等の建設改良費及び企業債償還による支出と、国庫補助金や工事負担金などの建設改良費等に充てる収入のこと。

資本的収支では通常、支出に対して収入が不足する。

アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	使用年数基準への変更等、一部反映させているが、 更なる検討が必要である。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	更新計画は重要施設の更新に絞る等、一部反映させて いるが、更なる検討が必要である。統合について、 隣接している配水区で使用水量が対応できる範囲 で今後検討を進める。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設・設備の更新時には水需要予測を踏まえた上 で、処理能力を検討する。

② 財源についての検討状況等

料金	令和 8 年度と令和 13 年度に料金改定を予定してい るが、安定的な経営を維持する観点から、その後も 不断の見直しを行っていく必要がある。
企業債	世代間の負担の公平性や利率等を注視しながら、償 還期間の延長と償還額の平準化を検討する。また、 財政状況を踏まえて、借入額（事業費に対する借入 割合）を検討する必要がある。
繰入金	基準外の繰入については、適正な運営の下で料金の 引き上げや経営努力によっても、なお不足額が生じ る場合に限定した上で、繰入額は最小限の範囲内に 抑えることを基本とする。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

常に変化する社会環境に柔軟に対応するため、PDCA サイクルに基づく事業の進捗状況や目標の達成度を踏まえて、必要に応じて計画を見直し、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める。

また、投資・財政計画においては、令和6年度から公営企業会計を適用しているため、決算データが不足していることや、近年の急激な物価高や金利上昇の影響を計算に反映できていないことなどもあり、未反映の事項等により経営環境に変化が生じた場合は、料金改定後の事業の進捗状況などを踏まえた上で、適宜見直しの必要性を検討する。

なお、本経営戦略に基づく取組の進捗や目標の達成状況は、ホームページ等で公表し、事業の現状と課題について住民の理解を深めていくこととする。

参考資料

経営比較分析表
投資・財政計画